

37) 品目名：溶融スラグ入り常温アスファルト混合物

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<p>1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>2 製品が、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち以下の物質について、当該基準に適合していること。</p> <p>(1) カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ほう素及びふっ素</p> <p>(2) その他溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質</p>
規格に関する基準	<p>1 使用する溶融スラグは、「秋田県溶融スラグ使用基準」（令和5年4月 秋田県建設部）に適合していること。</p> <p>2 骨材の最大粒径は、13mmとする。</p> <p>3 アスファルトコンクリート再生骨材を使用する場合は、秋田県土木工事共通仕様書第3編第2章第6節一般舗装工の3-2-6-3■アスファルト舗装の材料の表3-2-22アスファルトコンクリート再生骨材の品質に準ずること。</p> <p>ただし、上記規格の一部に適合しない場合であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>
循環資源の配合率	<p>原材料として溶融スラグを骨材全体のうち4%以上(重量割合)使用していること。</p> <p>ただし、上記配合率に当てはまらない場合であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>

令和3年3月15日制定

令和8年2月16日改定（安全性に関する基準から原材料を除外）